

議案第21号

つくば市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成24年 2月22日

つくば市長 市 原 健 一

つくば市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例

つくば市危険物規制事務手数料条例（平成14年つくば市条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表2法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査の部(5)特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号。以下「省令」という。）第1条の2に規定する特定屋外タンク貯蔵所（以下「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の款中「第1条の2に規定する」の次に「ものに係る」を、「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）の次に「、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち省令第1条の3に規定するものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）」を加え、同部(6)浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の款中「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」の次に「及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」

を加える。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。